

裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』(三)

遠 藤 由 里 子

0.

前稿では、裴駟『史記集解』(以下『集解』と略称)中に「漢書音義曰」として引用されている注釈のうち、顔師古注『漢書』では「臣瓚曰」、即ち臣瓚所説として扱われているものを採り上げた。本稿では、『集解』中の「漢書音義曰」注と顔師古注『漢書』中の「孟康曰」注とについて比較検討を行う。

1. 1 孟康伝

顔師古「漢書敘例」(以下「敘例」と略称)末に列せられている漢書注釈家23人の中では、

孟康字公休、安平 廣宗人、魏散騎常侍、弘農太守、領典農校尉、勃海太守、給事中、散騎侍郎、中書令、後轉爲監、封廣陵亭侯。

と、他の注釈家同様、官職経歴が主に記されているが、『三國志』魏書 杜恕傳の注には『魏略』⁹⁾を引用して、孟康に関する以下の記載がある。¹⁰⁾

孟康、字は公休、安平の人。黄初年間(220~226)に、郭后¹¹⁾の外属という縁によって散騎侍郎にとりたてられる。当時この官には高才英俊な人物が充てられていたが、孟康だけは官女の縁で就いたため、軽んぜられて「阿九」と呼ばれていた。しかし冗官であったため、閑暇な時を博く書籍を読むことにて、やがて彼の文章は典雅で切要なものとなり、衆人の注目する所となった。正始年間(240~249)に、杜恕の後任として弘農太守に着任。¹²⁾当初はまだその器を量り知ることができなかったが、在任中、人材を適材適所でよく用い、繁煩な獄訟を簡略化して領民のために利をはかり、恩沢をもってよく治めたため、役人も領民も孟康

を称讃するようになった。嘉平（249～254）末、勃海太守から召されて中書令となり、後に中書監に転じた。廣陵亭侯に封ぜられた。

「敘例」とでは、官職の着任順序に大きな異同が見られる。即ち、「敘例」では、

散騎常侍〈第三品〉→弘農太守〈第五品〉→勃海太守〈第五品〉→給事中〈第五品〉→散騎侍郎〈第五品〉→中書令〈第三品〉→中書監〈第三品〉
 〈 〉内は官位[®]

という順であるのに、『魏略』では、

散騎侍郎〈第五品〉→弘農太守〈第五品〉→勃海太守〈第五品〉→中書令〈第三品〉→中書監〈第三品〉

の順になっている。通常、左遷などの特別な事情がない限り、官位は低い方から高い方へと昇ってゆくと考えられるので、「敘例」の散騎常侍の位置は不自然である。散騎侍郎より後か、あるいは散騎侍郎と入れ替えるのが妥当であろう。

次に、『魏略』には記されていない散騎常侍・給事中という官職であるが、他に依るべき史料がないため、推測の域を出ないが、『魏略』の「勃海太守から召されて中書令となり…」という記述から、これらの職に任ぜられていたとしても「敘例」の順序、つまり勃海太守と中書令の間にはこの二つの官職は入らないと思われる。孟康の伝に関しては、大筋において、孟康とほぼ同時代の魚豢が著した『魏略』の記述に従って誤りはないであろう。

1. 2 孟康注『漢書』

正史の図書分類目録である「隋書經籍志」「舊唐書經籍志」「唐書藝文志」には、次のように孟康の著作について記されている。

隋書經籍志：漢疏四卷 梁有漢書孟康音九卷、劉孝標注漢書一百四十卷、陸澄注漢書一百二卷、梁元帝注漢書一百一十五卷、並亡。

舊唐書經籍志：漢書音義九卷 孟康撰

唐書藝文志：孟康漢書音義九卷

この3志の記載から孟康には、

漢書音義（漢書孟康音）九卷

と称する『漢書』注釈書があったことがわかるが、「隋書經籍志」の著わされた頃にはすでに佚書となって、今に伝わらない。

2. 0

『集解』より約200年後の唐・貞観15年(641)に成った顔師古注『漢書』(以下『顔注』と略称)では、諸説を引用するのに、書名は示さず、注釈者名を冠して注解を行っている。ここでは、『集解』中で「漢書音義曰」として引用されている注釈のうち、『顔注』では「孟康曰」として示されている注釈、即ち、『集解』では一括して『漢書音義』の説として扱われているもののうち、実際は孟康の説であると考えられるものについてとり上げる。

2. 1 『集解』の『漢書音義』説と『顔注』の孟康説が全く一致、及び字句の異同は見られるがほぼ一致する注釈

〈全く一致する例〉

○史記本文：故因環封三縣。(項羽本紀)

集解 漢書音義曰：「繞南皮三縣以封之。」

漢書本文：故因環封之三縣。(項籍傳)

孟康曰：「繞南皮三縣以封之。」

師古曰：「環音宦。」

○史記本文：黃金爲上、白金爲中、赤金爲下。(平準書)

集解 漢書音義曰：「白金、銀也。赤金、丹陽銅也。」

漢書本文：(史記に同じ)(食貨志下)

孟康曰：「白金、銀也。赤金、丹陽銅也。」

〈ほぼ一致する例〉

○史記本文：民能齊言者皆屬齊。(高祖本紀)

集解 漢書音義曰：「此言時民流移、故使齊言者還齊也。」

漢書本文：諸民能齊言者皆與齊。(齊悼惠王劉肥傳)

孟康曰：「此時流移、故使齊言者還齊也。」

師古曰：「欲其國大、故多封之。」

『集解』は「此言時民流移、…」、『顔注』孟康注は「此時流移、…」となっているが、「言」「民」字の有無は、この注釈では文意に大きな影響を与えない。

○史記本文：與匈奴交、(匈奴列傳)

集解 漢書音義曰：「私出塞與匈奴交市。」

漢書本文：與匈奴交易、(匈奴傳上)

孟康曰：「私出塞交易。」

『顔注』には「與匈奴」の3文字が無いが、この例もそれぞれの本文「與匈奴交(易)」に付された注釈であるため、「與匈奴」の有無は大意に影響を与えない。

上記4例で示したように、『集解』の「漢書音義曰」と『顔注』の「孟康曰」とが一致、及び字句の異同が見られるものの、ほぼ一致する注釈が全部で93条ある。⁹⁾ そのうち、次の6条について王先謙(1842~1917)の『漢書補注』では、以下の注語がつけられている(傍点は遠藤)。

- ①史記本文：單父人呂公善沛令、(高祖本紀)
集解 漢書音義曰：「單音善。父音斧。」
漢書本文：(史記に同じ)(高帝紀上)
孟康曰：「單音善。父音甫。」
師古曰：「地理志山陽縣也。」
漢書補注 先謙曰、史記集解引漢書音義甫作斧、音義即孟說也、…
- ②史記本文：命之曰「畫法」。(孝武本紀)
集解 漢書音義曰：「或云策畫之法也。」
漢書本文：其名曰「畫法」。(郊祀志上)
孟康曰：「策畫之法也。」
漢書補注 先謙曰、封禪書、孝武紀畫作書、集解引孟注作、或云策畫之法也、似孟所見本作書、…
- ③史記本文：而乘字牝者儻而不得聚會。(平準書)
集解 漢書音義曰：「皆乘父馬、有牝馬間其間則相踉齧、故斥不得出會同。」
漢書本文：乘牝牝者儻而不得會聚。(食貨志上)
孟康曰：「皆乘父馬、有牝馬間其間則踉齧、故斥出不得會同。」
師古曰：「言時富饒、故恥乘牝、不必以其踉齧也。踉、踢也、音大奚反。」
漢書補注 先謙曰、平準書牝作字、廣雅釋言、字、乳也、……集解引孟說、則下有相字、出在會字上、……
- ④史記本文：與時逐而不責於人。(貨殖列傳)
集解 漢書音義曰：「逐時而居貨。」
漢書本文：(史記に同じ)(貨殖傳)

孟康曰：「逐時而居買也。」

師古曰：「此說非也。言豫居貨物隨時而逐利。」

漢書補注 先謙曰、集解引孟注、買作貨、…

⑤史記本文：二十八宿環北辰、三十幅共一轂、(太史公自序)

集解 駟案：漢書音義曰「象黃帝以下三十世家、老子言車三十幅、運行無窮、以象王者如此也。」

漢書本文：(史記に同じ)(司馬遷傳)

孟康曰：「象黃帝以下三十家也。老子言車三十幅運行無窮、以象王者如此也。」

師古曰：「此說非也。言衆星共繞北辰、諸幅咸歸車轂、若文武之臣尊輔天子也。」

漢書補注 朱一新曰、集解引孟注、三十下有世字、是、……

⑥史記本文：乃斲二渠以引其河。(晉世家)

集解 漢書音義曰：「斲、分也。二渠、其一出貝丘西南二折者也、其一則漯川。」

漢書本文：乃釃二渠以引其河、(溝洫志)

孟康曰：「釃、分也。分其流、泄其怒也。二渠、其一出貝丘西南南折者也、其一則漯川也。河自王莽時遂空、唯用漯耳。」

師古曰：「釃音山支反。漯音它合反。」

漢書補注 ……文選南都賦、開寶灑流、李善注、漢書音義曰、灑、分也、所引即孟康注、……

①～⑤では、王先謙は主に『史記』と『漢書』の本文及び注釈における用字の異同について言及している。①は「父」の音注字について、

『集解』は『漢書音義』を引いて「甫」字を「父」字に作っているが、⑥『漢書音義』とは即ち孟康の説である。

②は「畫」の用字について、

封禪書・孝武本紀(『史記』)は、「畫」字を「書」字に作り、『集解』が引用している孟康の注も「或云策書之法」に作っているが、これは孟康の見た『漢書』はもと「書」字であったのであろう⑥……

と述べ、③は、「𠄎」の用字、「相」字の有無及び「出」字の位置について、平準書(『史記』)は「𠄎」字を「字」に作っている……『集解』は孟康の説を引用しているが、「則」字の後に「相」字があり、「出」字が「會」

字の前に置かれている……

④は、「買」字について、

『集解』は孟康の注を引用しているが、「買」字を「貨」字に作っている……

⑤は、朱一新の説^⑧を援用して、

朱一新は、『集解』は孟康注を引いて、「三十」の次に「世」字があると言っているが、その通りである

と述べている。⑥は『集解』ではなく、『文選』所収、張衡・南都賦の「開寶灑流」につけられた李善注を引用して、

李善は「漢書音義曰、灑、分也」と注釈しているが、^⑨ここで引いている『漢書音義』とは即ち孟康注である

と解説している。^⑩

以上いずれも、王先謙は『集解』(⑥は『文選』)で引用している『漢書音義』の説は孟康による注釈であるとしている。

2. 2 部分的に一致する注釈

『集解』が引用している『漢書音義』の一部分が『顔注』孟康の説と一致する注釈は、以下に示す通り全部で6条ある(『漢書補注』は『漢書音義』説と孟康説に言及している場合のみ挙げた)。

①史記本文：高祖已擊布軍會甄、(高祖本紀)

集解 徐廣曰：「在蘄縣西。」

漢書音義曰：「會音儉保、邑名。甄音直僞反。」

漢書本文：上破布軍于會岳、(高帝紀下)

孟康曰：「音會保、邑名、屬沛國蘄縣。」

蘇林曰：「岳音番。」

晉灼曰：「蘄縣鄉名也。」

師古曰：「會音工外反。岳音丈瑞反。蘇音是也。此字本作番、而轉寫者誤爲岳耳。……」

②史記本文：拜義姁弟縱爲中郎、(酷吏列傳)

集解 漢書音義曰：「姁音煦、縱姊名也。」

漢書本文：上拜義姁弟縱爲中郎、(酷吏傳)

孟康曰：「姁、縱姊名也。」

師古曰：「姁音許于反。」

③史記本文：攻秦監公車、(曹相國世家)

集解 漢書音義曰：「監、御史監郡者；公、名。秦一郡置守、尉、監三名。」

漢書本文：(史記に同じ)(曹參傳)

孟康曰：「監、御史監郡者。公、名也。」

晉灼曰：「按高紀名平也。秦一郡置守尉監三人。」

師古曰：「公者、時人尊稱之耳。晉說是也。」

④史記本文：夫獄市者、所以并容也、今君擾之、(曹相國世家)

集解 漢書音義曰：「夫獄市兼受善惡、若窮極、姦人無所容竄；姦人無所容竄、久且爲亂。秦人極刑而天下畔、孝武峻法而獄繁、此其效也。老子曰『我無而民自化、我好靜而民自正』。參欲以道其本、不欲擾其末。」

漢書本文：(史記に同じ)(曹參傳)

孟康曰：「夫獄市者、兼受善惡、若窮極姦人、姦人無所容竄、久且爲亂。秦人極刑而天下畔、孝武峻法而獄繁、此其効也。」

師古曰：「老子云『我無爲、民自化；我好靜、民自正。』參欲以道化爲本、不欲擾其末也。」

漢書補注 宋祁曰、浙本注文無師古曰三字、先謙曰、浙本是也、集解引並作漢書音義則皆孟說矣、

⑤史記本文：材官引彊。(絳侯周勃世家)

集解 漢書音義曰：「能引彊弓官、如今挽彊司馬也。」

漢書本文：材官引彊。(周勃傳)

服虔曰：「能引彊弓弩官也。」

孟康曰：「如今挽彊司馬也。」

師古曰：「彊音其兩反。」

⑥史記本文：上暢九垓、下泝八埏。(司馬相如列傳)

集解 徐廣曰：「音衍。」

駟案：漢書音義曰「暢、達；垓、重也。泝、流也。埏音延、地之際也。言其德上達於九重之天、下流於地之八際也。」

漢書本文：(史記に同じ)(司馬相如傳)

服虔曰：「暢、達也。垓、重也。天有九重。」

如淳曰：「淮南云若土謂盧敖：『吾與汗漫期乎九垓之上。』」

孟康曰：「沂、流也。埏、地之八際也。言德上達於九重之天、下流於地之八際。」

師古曰：「埏、本音延、合韻音弋戰反。淮南子作八夤也。」

以上6条は『漢書音義』の一部分が孟康注と一致、即ち『漢書音義』注釈に孟康注以外の要素が含まれている例である。

①の孟康注は「會缶」という地名に関して、

(會缶)音は儉保、邑の名、沛国蘄県に属すと注釈している。『漢書音義』も「會甄」(『漢書』では「會缶」)について、會(甄)音は儉保、邑の名、甄音は直僞反、と注釈しているが、「甄」字の音注が重複している。これは、同一地名の用字が『史記』と『漢書』では異なっているために生じた混乱であろう。この音注に関して顔師古は、

「會缶」の「缶」字はもともと「蕃」であったのが、伝写の誤りから「缶」となったもので、その音は(孟康注の「保」ではなく)丈瑞反である。

と述べている。よって『漢書音義』注釈のうち、「(會)音儉保、邑名。」が孟康注で、「甄音直僞反」⁹⁾は明らかに他者の注ということになる。

②は、孟康注は義注のみであるが、『漢書音義』では「姁音煦」という音注が挿入されている。

③は、『漢書音義』注釈の前半部分、即ち、「監、御史監郡者；公、名。」が『顔注』では孟康の注、後半部分の「秦一郡置守、尉、監三名。」が晉灼の注と一致する。

④は『漢書音義』の前半部分「夫獄市兼受善惡、……此其效也」が、『顔注』の孟康注とほぼ一致するが、後半部分の「老子曰、…不欲擾其末。」は顔師古の注と一致する。この後半部分の一致は不自然である。『集解』より約200年も時代が降る顔師古の注釈を『集解』が引用することはできない。この点について王先謙は、宋祁(998~1061)の説を引いて、

宋祁は、『漢書』校勘時に参照した浙本『漢書』該当注には「師古曰」の三字はない、と言っている。これは浙本が正しいのであり、ここで『集解』が引用している『漢書音義』注釈は全て孟康の説であると述べている。果して王先謙の言う通り全てが孟康注であるのか、当否は別

としても、年代から考えて後半部分は顔師古の説ではないことだけは確実であろう。

⑤は、『漢書音義』の前半部分「能引彊弓官」が『顔注』の服虔注とほぼ一致、後半部分「如今挽彊司馬也」が孟康注と一致する。

⑥は、『漢書音義』の前半部分「暢、達；垓、重也。」が『顔注』の服虔注と、後半部分「泝、流也。……下流於地之八際也。」が孟康注とほぼ一致する。

以上、『集解』では「漢書音義曰」で括られている注釈のうち、2. 1の93条及び部分的にはあるが2. 2の6条、特に③・④・⑤・⑥は孟康以外の注釈が混在しているが、⁹計99条が孟康注であろうと考えられる。

2. 3 其他

『顔注』では「師古曰」、即ち顔師古自説となっているが、孟康説である可能性を有する注釈が2条ある。

①史記本文：首惡湮沒、闇昧昭皙、(司馬相如列傳)

集解 漢書音義曰：「始爲惡者皆湮滅。闇昧、喻夷狄皆化。」

漢書本文：首惡鬱沒、闇昧昭晰、(司馬相如傳)

師古曰：「始爲惡者皆即湮滅、素暗昧者皆得光明也。晰音之舌反。」

漢書補注 先謙曰、集解引漢書音義曰、始爲惡者皆湮滅、闇昧、喻夷狄皆化、文選注引作孟康、

②史記本文：或謂且天爲質闇、珍符固不可辭；(司馬相如列傳)

集解 漢書音義曰：「言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。」

漢書本文：或謂且天爲質闇、示珍符固不可辭、(司馬相如傳)

師古曰：「言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。」

上記2条とも「漢書音義曰」と「師古曰」はほぼ一致するが、前出2. 2の④と同様に、年代的に『集解』より後の顔師古注を『集解』中で「漢書音義曰」以下に引くことは不可能である。又、2. 2の④と異なり、この顔師古注は共に単独注であるため、何らかの理由で他者の注釈中に「師古曰」が紛れこんだとも考えられない。いずれにせよ顔師古以外の注であろう。

①は、王先謙が「……文選注引作孟康」と指摘している。それは『文選』卷四十八 司馬相如・封禪文「首惡鬱沒、暗昧昭晰」の李善注に、

孟康曰、始爲惡者、皆湮滅、暗昧、喻夷狄皆化之也、

とあるのがそうであり、「孟康曰」として『顔注』の「師古曰」以下とほぼ同一注釈が示されている。

②は、上記『史記』本文下の司馬貞『史記索隱』⁹に、

孟康曰：「言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。」

と注記されているが、これも「孟康曰」と『顔注』の「師古曰」以下は全くの同一注釈である。①・②ともに顔師古注ではなく、孟康注である可能性が高い。

孟康注に限り、それも『集解』所引の『漢書音義』注釈と『顔注』との重複注釈のみに限っても、上述の通り3例が本来の注釈者ではなく、「師古曰」として扱われている。他の漢書注釈者について、引きつづき検討を行いたい。

〈注〉

①魏の魚豢撰、佚書。

②魏略曰：(杜)恕在弘農、寛和有惠愛。及遷、以孟康代恕爲弘農。康字公休、安平人。黃初中、以於郭后有外屬、并受九親賜拜、遂轉爲散騎侍郎。是時、散騎皆以高才英儒充其選、而康獨緣妃嬪雜在其間、故于時皆共輕之、號爲阿九。康既(無)才敏、因在冗官、博讀書傳、後遂有所彈駁、其文義雅而切要、衆人乃更加意。正始中、出爲弘農、領典農校尉。康到官、清已奉職、嘉善而矜不能、省息獄訟、緣民所欲、因而利之。……康之始拜、衆人雖知其有志量、以其未嘗宰牧、不保其能也；而康恩澤治能乃爾、吏民稱歌焉。嘉平末、從渤海太守徵入爲中書令、後轉爲監。

③文帝(曹丕)の貴嬪。

④この箇所『魏略』は「正始中、出爲弘農」とあるだけで弘農太守とは記されていないが、杜恕傳本文「(杜)恕出爲弘農太守、數歲轉趙相」の注として『魏略』が引用され、その最初の箇所「……及遷、以孟康代恕爲弘農。」ある所から、杜恕が弘農太守から趙の相へと転出するため、孟康を弘農太守とした、と解せる。

⑤唐・杜佑『通典』職官十八、秩品一、魏官に依る。

⑥全て一致、あるいはほぼ一致する場合でも次のように、非常に簡略かつ特殊性の認められない注釈はここには算入していない。

○史記本文：戰龍脫、(酈商傳)

集解 徐廣曰：「在燕 趙之界。」

駟案：漢書音義曰「地名」。

漢書本文：(史記に同じ)(酈商傳)

孟康曰：「地名也。」

⑦「甫」「父」は同音字であるので、どちらを用いても音注としては全く問題がない。

甫・父：魚部陰聲合口 上聲 piwag

(董同龢『上古音韻表稿』中央研究院歷史語言研究所 中華民國57年6月)

- ⑧本稿で使用した中華書局標点本『史記』では「封禪書」「孝武本紀」共に「書」ではなく「畫」となっており、他の刊本も概ね同様であり、王先謙が底本とした『史記』とは異なる。
- ⑨朱一新『漢書管見』。
- ⑩『文選』卷第四 張平子・南都賦「其水則開竇灑流」 李善注：鄭玄周禮注曰、竇、孔穴也、音豆、漢書音義曰、灑、分也。
- ⑪『集解』では「漢書音義曰、𦉳、分也。」、『顔注』では「孟康曰、灑、分也。」、李善注では「漢書音義曰、灑、分也。」となっているが、この3注釈間の用字の異同は無論、それぞれの本文における用字の違いに依るものである。
- ⑫『集解』所引音注「直僞反」と顔師古音注「丈瑞反」は同音である。
直僞反・丈瑞反：歌部合口 去聲 d'jwa (董同龢『上古音韻表稿』)
- ⑬上記④の如く「師古曰」の3字が本来存在しないという説の可能性を考えると、同様に③では「晉灼曰」、⑤・⑥では「孟康曰」の3字も本来存在しない、つまり③は全て孟康注、⑤・⑥は全て服虔注であると考えられなくもないが、この点を示唆する史料もない。ここでは2注釈の混在例とする。
- ⑭『顔注』より約100年後に成書。